

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
特例輸入者等承認・認定内容変更届 (C-9030)	特例輸入者等承認・認定内容変更届 (C-9030)
<記載事項>	<記載事項>
変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載する（「輸出入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6の規定に準じて届出者が保有する符号を記載する）。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからリまでのいづれか、法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいづれか、法第63条の4第1号イからチまでのいづれか、法第67条の6第1号イからチまでのいづれか、法第67条の13第3項第1号イからチまで及び第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいづれか、法第79条第3項第1号イからホまでのいづれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。	変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載する（「輸出入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6の規定に準じて届出者が保有する符号を記載する）。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからリまでのいづれか、法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいづれか、法第63条の4第1号イからチまでのいづれか、法第67条の6第1号イからチまでのいづれか、法第67条の13第3項第1号イからチまで及び第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいづれか、法第79条第3項第1号イからホまでのいづれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。
<提出の時期>	<提出の時期>
(省略)	(同左)
<添付書類>	<添付書類>
変更届には、次の書類を添付する。	変更届には、次の書類を添付する。
イ <u>届出者</u> （その者が法人以外の者である場合に限る。）の氏名又は <u>住所</u> に変更があった場合には、住民票の写し等	イ <u>承認・認定を受けた者</u> 又は <u>特定製造貨物輸出者の住所</u> 、氏名又は名称に変更があった場合には、 <u>登記事項証明書</u> （又は <u>住民票の写し等</u> ）
ロ 役員、代理人又は各部門の責任者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び履歴	ロ 役員、代理人又は各部門の責任者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び履歴
また、履歴のうち、 <u>届出者</u> （法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の	また、履歴のうち、 <u>申請者</u> （法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>電磁的記録を電磁的記録媒体 (DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。) その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>ハ (省略)</p>	<p>電磁的記録を電磁的記録媒体 (DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。) その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p> <p>ハ (同左)</p>